

これまでの議論における主な指摘

- 介護福祉士制度の見直し関係 1
- 社会福祉士制度の見直し関係 5

介護福祉士制度の見直し関係

- * 10月25日の部会において資料1として提出した「前回の議論における主な指摘」に、同日の部会における議論を踏まえて加筆・修正しており、加筆・修正した部分には下線を付している。

1 介護福祉士制度の見直しに当たっての基本的視点

- 専門資格としての介護福祉士の養成の在り方の側面と、介護の担い手の人材確保の側面とをどのように調和させていくか。

2 専門資格としての介護福祉士の養成の在り方

- 介護を取り巻く状況の変化の中で、これからの介護ニーズに対応するために求められる介護福祉士像を踏まえ、介護福祉士資格の取得方法の在り方について検討していくべきではないか。
- 介護福祉士の養成の在り方について考えるに当たっては、資格を取得するまでの教育内容だけではなく、いわゆる専門介護福祉士に係る取組など、資格取得後のさらなる知識・技能の取得という側面も含めて考えるべきではないか。
- 介護福祉士は、対人専門職として、知識・技能のほかに人間性・倫理性も大切であり、少しでも人生経験を積んでいただくのが望ましい。他の保健医療福祉専門職と同様、普通高等学校を卒業した後に2年以上の専門教育を受けて、国家試験を受験する仕組みとするべきではないか。
- 介護福祉士は、一定水準以上の教育内容を前提として多様であってよく、多様な人材がいるということは利用者やその家族からしても意義深いことではないか。ボランティア等を通じて小さいときから福祉に対して素養を持って育ってきた者等が高等学校で福祉の道を志し、介護福祉士の資格を取るために努力していくというルートを排除すべきではないのではないか。福祉系高校が教育内容の充実をするという決意を持って望むのであればなおさらである。

- 介護福祉士については、まずはすべての資格取得ルートに国家試験を課すこととして、養成施設ルートにも試験を受けないで資格を取得できるという保証をなくす一方、福祉系高校ルートにも教育内容の充実に取り組んでもらうといった形で、資格全体のレベルアップを図っていくべきではないか。
- そもそも介護福祉士については、教育レベルを統一した上で多面的な資格取得のルートを設けたものであることから、これを担保するためには、教育時間数やその内容だけではなく、それを教える教員の質の確保も重要な課題ではないか。現在、養成施設に課せられている規制の内容を踏まえつつ、福祉系高校に対しても教員の質の確保等の観点からの規制を課していくことを検討するべきではないか。

3 介護福祉士の役割

- 介護保険制度の導入により措置から契約へと変わり、介護ニーズが大きく変わってきている中で、「求められる介護福祉士像」として提示された12項目は、これからの介護福祉士に求められるものを表していると言え、これを実現するための教育カリキュラムというものを検討していくべきではないか。
- 介護福祉士には、重度化への対応、看取りまでの対応、認知症への対応など、利用者の多様性に対応できるような質の確保が求められており、身体に係る三大介護（入浴、排せつ及び食事）に重点を置いた教育だけでなく、そのような多様性に対応できる学問的知識・技術を修得できるような教育内容を検討していくべきではないか。
- 介護福祉士が介護等の実務に携わる者である以上、現場における実習の量と質を確保していくことが重要ではないか。実習においては、事故の事例から事故を如何に未然に防ぐのかについても、教えていくべきではないか。

- 介護福祉士の定義等について、制度施行後18年間の状況の変化を踏まえつつ、例えば身体介護だけでなく心理的・社会的支援の側面にも配慮すべきではないかといった観点、「入浴、排せつ、食事その他の介護」のうち「その他の介護」の比重が大きくなってきているという観点、医療関係者だけでなく福祉関係者との連携も求められているという観点等を踏まえ、点検を行っていく必要があるのではないか。
- 施設においては、生活の場として老人の健康問題に対応することが求められていることから、慢性疾患を有する入所者に対し、介護従事者が医療行為であるたんの吸引、血圧測定、胃瘻の処置等を行うことができない現状について、何らかの対応を検討することはできないか。

4 介護の担い手の人材確保

- 介護福祉士の資格を取得している者のうち、実際に就業している者が少ない現状について、どのように分析するのか。専門資格としての養成の在り方について検討する一方で、社会の中できちんと認知されるようにするにはどうしたらよいのかを考えるべきではないか。
- 実務経験豊かなホームヘルパー等が、仕事をしながら介護福祉士資格を取得することができる途を充実することが必要ではないか。
- 資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップについては、事業者の支援が必要ではないか。
- いわゆる専門介護福祉士について、前向きに取り組んでいくべきではないか。
- 利用者が良いサービスと評価するものであれば、それに見合う報酬があっても良いのであり、介護福祉士のすべての資格取得ルートに国家試験を課すこととすれば、介護報酬上の評価についても議論がなされていくのではないか。

社会福祉士制度の見直し関係

- * 10月25日の部会において資料1として提出した「前回の議論における主な指摘」に、同日の部会における議論を踏まえて加筆・修正しており、加筆・修正した部分には下線を付している。

1 求められる社会福祉士像

- 法制定時と現在とでは、求められる社会福祉士像が変わってきているのではないか。
社会福祉士に求められる専門性や担うべき業務として、家族や地域社会への働きかけや地域福祉における役割等について、まず整理すべきではないか。
- 地域包括支援センターの幅広い活動の中で、社会福祉士がソーシャルワークの積み重ねをしていくことが、これからの地域福祉にとって重要ではないか。
- 社会福祉士は、ボランティア、老人クラブ、民生委員等のそれぞれの活動を繋ぐ現場のネットワークを受け持つ役割を担っていくべきであり、資源開発・資源調整といった側面をもっとはっきりと打ち出していくべきではないか。

2 社会福祉士の養成課程の課題

- 社会福祉士の養成課程における、教育・職能団体・職域の三者の役割分担と連携について、改めて整理する必要があるのではないか。
- 社会福祉士として実践能力を有した人材を育成するために、実習等の在り方について検討してはどうか。その際、社会福祉士の資格を有する者が実習指導・演習指導を行うことができるような仕組みとなるよう、実習指導者や教員要件の在り方について検討してはどうか。
- 社会福祉士が現場で対人的な業務に携わる以上、質の高い実習が欠かせないのではないか。養成施設は質の高い実習施設と提携し、また提携したことが施設側にとっても一つのステータスとなるようなシステムとなるよう、検討していくべきではないか。

- 大学等における教育内容は行政による規制の対象となっていないので、教育内容の格差の実態も踏まえつつ、その在り方について検討してはどうか。その際、実習については評価の仕組みがないので一定の要件を課す必要性が考えられるが、座学については試験により一定のレベルが担保される側面があるので、切り分けて考えるべきではないか。

3 社会福祉士の任用・活用における課題

- 社会福祉士の職域を拡大するため、現在、社会福祉主事が中心となっている社会福祉専門職の任用要件の在り方等について検討してはどうか。
- 社会福祉士についても、魅力と働きがいのある職場づくりについて、検討していくべきではないか。